

# 看 護 課

# 1. 平成17年度看護職員確保対策予算（案）

医政局（補助金等）（平成16年度予算額）（平成17年度予定額）  
 ※国立病院関係除く 9,096百万円 → 9,217百万円（対前年度比101.3%）

## 1. 資 質 の 向 上 1,325百万円

- ① (1) 安心安全の助産ケアに係る推進事業 78百万円  
 医療安全の確保に向け新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）と研修プログラムに基づき研修を実施する医療安全推進モデル研修事業を行う。
- (2) 訪問看護推進事業 782百万円  
 ALS等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護の充実に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進、訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修などに対する支援を行う。
- ② (訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討) 130百万円  
 医療ニーズの高い在宅療養者のQOLの向上を図るため、多様な訪問看護サービスの提供のあり方について検討を行うなど、訪問看護の充実を図る。
- (3) 看護職員臨床技能向上推進事業 143百万円  
 質の高い看護職員の育成を重点的に促進するため、がん看護や感染管理などの専門性の高い研修の実施に対する支援を行う。
- ③ (4) 看護基礎教育のカリキュラム等改正に係る検討会 8百万円  
 看護教育の充実及び資質の向上を図るため、看護基礎教育のカリキュラム等改正についての検討会を設置する。

## 2. 離 職 の 防 止 1,864百万円

- (1) 病院内保育所運営事業 1,685百万円  
 子供を持つ看護職員等の医療従事者が安心して勤務を継続、あるいは再就業できるための環境を整備し、病院内保育施設の運営に対する補助を実施。
- (2) 看護職員確保対策特別事業 170百万円  
 看護職員就労確保総合支援事業と統合し、看護職員の確保を総合的に促進するために、地域の事情を踏まえた地方公共団体等の創意と工夫のもとに看護職員の確保を目的とする事業及び、看護職員の確保が困難な医療機関に対し、専門家による調査、相談等に取り組むなど、看護職員の就労確保に向けた総合的支援等の特別事業の実施。

## 3. 再 就 業 の 支 援 122百万円

中央ナースセンター事業 122百万円  
 求人・求職情報の提供や無料職業紹介などの潜在看護職員の再就業の促進を図るナースバンク事業、訪問看護支援事業等の推進を図る。

## 4. 養 成 力 の 確 保 5,765百万円

- (1) 看護師等養成所運営費 5,706百万円  
 看護職員の養成及び資質の向上を図るため、民間立養成所の運営に対する補助を行い、看護教育の充実及び運営の適正化を図る。
- (2) 「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進 59百万円  
 准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所2年課程（通信制）の設置に対する支援等を行う。

## 5. 看護職員確保対策の総合的推進 141百万円

- (1) 医療技術評価総合研究事業 35百万円  
 （看護技術の開発、評価及び看護提供体制に関する研究）  
 医師との十分な連携に基づく看護師の活動を推進、看護職員に対する専門的な研修の推進など効果的な看護システムの開発等に関する総合的な研究を行う。
- (2) 看護職員の需給に関する検討会 101百万円  
 各都道府県による看護職員の需要及び供給の状況把握、分析等の検討等を行い、今後の看護職員の需給見通しを策定する。

### 【税源移譲対象事項】 看護師等修学資金貸与事業 <約8億円>

看護師等修学資金貸与事業については、創設以来40年を超え、地方自治体の事業として同化・定着・定型化していることから、各自治体の責任並びに自主性・裁量性を高め、看護職員の確保状況に応じた弾力的な制度とするため、税源移譲対象経費とする。

## 2. 訪問看護の推進について

### 訪問看護推進事業

平成17年度予定額 782百万円

#### 1) 趣 旨

医療提供体制の改革において、入院医療の適正化と在宅医療の推進が重要課題となっており、在宅医療を進める上で不可欠となるのが訪問看護の充実である。

この訪問看護の充実については、平成15年8月の「医療提供体制の改革のビジョン」にも取りまとめられているところであり、平成15年3月の「新たな看護のあり方に関する検討会報告書」及び6月の「看護師等によるALS患者の在宅療養支援に関する分科会報告書」においても、訪問看護推進の必要性が指摘されている。

これらを踏まえ、訪問看護を推進するため各都道府県において訪問看護推進協議会の設置、ALS患者等人工呼吸器を装着しながら在宅で療養している患者等への訪問看護を充実するための体制整備に向けたモデル事業の実施、がん末期患者等の在宅ホスピスケアの推進、訪問看護ステーションと医療機関の看護師の相互交流による研修等に加え、新たに訪問看護ステーションに患者が通所し、集中的に効率的な看護の提供を受ける「通所看護」機能などの訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討を行うなど、訪問看護の推進を図る。

#### 2) 事業内容

##### ア. 訪問看護推進協議会

都道府県単位で設置し、

- ・訪問看護に関する実態調査及び対策の検討（ALS関係調査、在宅療養者とケアの充足度等調査、モデル事業の報告書作成等）
- ・各年度における事業の選定及び各事業の計画、実施
- ・訪問看護ステーション等に関する総合的問い合わせ窓口及び訪問看護ステーションと医療機関等の連携を図らせるための調整等を行う。

##### (ア) 訪問看護推進協議会経費

38百万円

(実施か所数) 47カ所  
(開催回数) 6回  
(委員数) 12人  
(補助単価) 798千円

##### (イ) 訪問看護推進室

121百万円

(実施か所数) 47カ所  
(対象経費) 連絡調整員(1人)、連絡調整旅費、事務経費  
(補助単価) 2,575千円

**(ウ) 実態調査費**

**84万円**

- (実施か所数) 47カ所
- (対象経費) 印刷製本費、通信運搬費、アルバイト賃金経費等
- (補助単価) 1,787千円

**イ. 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修**

**(ア) 訪問看護ステーションの看護師の研修**

**47万円**

医療機関において、ALS等の人工呼吸器を装着した患者や様々な医療処置が必要な患者への専門的ケアの研修等（人工呼吸器装着者への呼吸管理研修を含む）を行うとともに、医療機関に勤務する看護師との連携研修を行う。

- (実施か所数) 30カ所
- (実施期間) 10日間
- (実施回数) 年5回
- (定員) 1カ所 10人
- (補助単価) 1,574千円

**(イ) 医療機関の看護師の研修**

**33万円**

訪問看護ステーションの看護師とともに在宅療養者への訪問を行うなど、訪問看護の現状や療養環境を把握し、療養計画立案や退院指導を効果的に行うため訪問看護ステーションに勤務する看護師との連携研修を行う。

- (実施か所数) 30カ所
- (実施期間) 5日間
- (実施回数) 年10回
- (定員) 1カ所 5人
- (補助単価) 1,121千円

**ウ. 在宅ホスピスケア研修**

**7万円**

在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する専門看護師・認定看護師等により、訪問看護ステーション看護師に対して在宅ホスピスケアについての研修を行う。

- (実施か所数) 30カ所
- (実施期間) 5日間
- (実施回数) 年1回
- (定員) 1カ所 40人
- (補助単価) 246千円

**エ. 在宅ホスピスケアアドバイザー派遣**

**38万円**

在宅ホスピスケアの専門的な技術を有する看護師が現場において、現状に合った在宅ホスピスケアについてのアドバイスを行う。

- (実施か所数) 30カ所
- (派遣期間) 1日
- (派遣か所数) 8カ所
- (実施回数) 年64回（1カ所に年8回）
- (補助単価) 1,258千円

**オ. 訪問看護推進支援モデル事業****138万円**

訪問看護ステーションに看護師を配置し、ALS患者等人工呼吸器を装着している訪問看護ステーション利用者への24時間のフォローを実施することにより、家族の介護のみに依存することなく、施設内の医療と同等に患者個別のニーズにあった訪問看護のサービスが提供できるような体制整備をモデル的に実施する。

- (実施か所数) 5カ所
- (配置人数) 16人(看護師:準夜帯8人、深夜帯8人)
- (配置か所数) 5カ所
- (補助単価) 27,652千円

**カ. 在宅ホスピスケア普及事業**

在宅ホスピスケアを地域に浸透させるため、ケアの利用者と提供者が共同して、フォーラム・講演会等を開催したり、パンフレットを作成するなどし、普及啓発を図る。

**(ア) フォーラム等開催経費****44万円**

- (実施か所数) 30カ所
- (開催期間) 2日間
- (開催内容) 講演会、公開討論会、パネル展示等
- (補助単価) 1,458千円

**(イ) 普及啓発パンフレット作成等経費****51万円**

- (実施か所数) 15カ所
- (発行回数) 4回
- (補助単価) 3,381千円

**キ. 在宅ホスピスケア地域連携会議****51万円**

地域における医師と看護師等との連携強化を図るため、専門的な知識を有する医師、看護師等の指導の下に会議を開催し、疼痛管理プロトコルに基づき、当該患者に見合った個別具体的なプロトコルの作成等を行う。

- (実施か所数) 30カ所
- (実施地域) 8地域
- (実施回数) 年32回(1地域年4回)
- (補助単価) 1,712千円

**⑧ク. 訪問看護ステーションの多機能化に向けた検討****130万円**

医療ニーズの高い在宅療養者のQOLの向上を図るため、多様な訪問看護サービスの提供のあり方について検討を行うなど、訪問看護の充実を図る。

- (実施か所数) 5カ所
- (配置人数) 看護師2人
- (委託先) 都道府県

### 3. 新人助産師研修の推進について

#### 安心安全の助産ケアに係る推進事業

平成17年度予定額 78百万円

#### 1) 趣 旨

近年、医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっている。特に周産期領域の医療提供においては、母子の安全確保に向けた対策の充実が求められているとともに、少子化対策の中で快適な出産環境の提供が求められている。

助産師は、周産期領域において分娩介助等の助産業務を通じて、妊産褥婦及び新生児に直接にケアを提供することが多いことから、安心、安全な出産のために重要な役割を担っている。

このため、「新人助産師に対する医療安全推進モデル研修」の実施により、助産師のケアの質の向上を図るものである。

#### 2) 事業内容

#### ⑧ 新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 78百万円

医療安全の確保に向け、助産師学校養成所の卒業直後から分娩介助等を行う新人助産師に対し、十分な教育体制（専任の指導者等）及び研修プログラムに基づく研修を実施する。

- a. 実施場所：助産師20～30人以上の病院（18カ所）
- b. 受講人数：1カ所10人×18カ所＝180人
- c. 研修期間：60日間
- d. 委託先：厚生労働大臣の定める者

4. 看護職員資質向上推進事業等の各都道府県の取り組み状況

都道府県名	取り組み状況	資質向上推進計画策定事業	専任教員再教育事業	看護教員養成講習会経費	実習指導者講習会経費	看護職員臨床技能向上推進事業	専門分野研修	短期研修	中期研修	看護職員確保対策特別事業	看護職員就労確保総合支援事業
北海道	2事業			○	○						
青森	1事業				○						
岩手	5事業	○	○		○	○			△	○	
宮城	0事業										
秋田	2事業				○					○	
山形	1事業				○						
福島	3事業		○	○	○					○	
茨城	3事業		○		○	○		△			
栃木	3事業	○			○	○		△			
群馬	4事業	○		○	○						○
埼玉	7事業	○	○	○	○	○		△	△	○	○
千葉	2事業				○	○		△			
東京	2事業			○	○						
神奈川	5事業	○	○	○	○	○	△	△			
新潟	3事業		○		○	○		△			○
富山	3事業				○	○		△			
石川	1事業				○						
福井	2事業				○	○		△			
山梨	3事業				○	○		△	△		○
長野	2事業		○		○						
岐阜	1事業				○						
静岡	2事業				○					○	
愛知	2事業			○	○						
三重	3事業		○		○	○		△		○	
滋賀	3事業				○	○		△			
京都	1事業				○						
大阪	5事業	○		○	○	○		△			○
兵庫	1事業			○	○						
奈良	1事業				○						
和歌山	1事業				○						
鳥取	1事業				○						
島根	1事業				○	○		△	△		
岡山	1事業				○						
広島	3事業			○	○	○					
山口	4事業	○			○	○		△	△		○
徳島	3事業				○	○		△			○
香川	1事業				○						
愛媛	3事業		○		○					○	
高知	1事業				○						
福岡	3事業			○	○						○
佐賀	1事業				○						
長崎	3事業		○		○					○	
熊本	3事業		○		○	○		△			
大分	3事業		○		○					○	
宮崎	2事業				○	○		△			
鹿児島	1事業				○					○	
沖縄	3事業		○		○	○		△			
16年度実施見込	111事業	7県	13県	11県	42県	20県	1県	18県	6県	10県	8県
16年度予算	171事業	7県	15県	7県	35県	—	22コース	80ヶ所	5ヶ所	—	—
実施率(実施/予算)	64.9%	100.0%	86.7%	157.1%	120.0%	—	4.5%	22.5%	120.0%	—	—

5. 看護師等養成所の平成17年4月施設数及び定員見込数

区 分	平成16年4月現在			増(新設・定員増)			減(廃止・定員減)			平成17年4月見込				
	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員	学校数 (募集再開)	1学年定員	総定員	学校数 (募集中止)	1学年定員	総定員	学校数 (募集校)	1学年定員	総定員		
保 健 師	大 学	119 ( 119)	8,869	8,869	8	695	2,780			127 ( 127)	9,564	11,649		
	短期大学専攻科	19 ( 19)	565	565	0	0	0	5	145	145	14 ( 14)	420	420	
	養成所	30 ( 30)	1,020	1,020				4	170	170	26 ( 26)	850	850	
	合 計	168 ( 168)	10,454	10,454	8 ( 0)	695	2,780	9 ( 0)	315	315	167 ( 167)	10,834	12,919	
助 産 師	大 学 院	1 ( 1)	40	80	1	15	30			2 ( 2)	55	110		
	大学専攻科	0 ( 0)	0	0	1	15	15			1 ( 1)	15	15		
	大 学	82 ( 82)	6,249	6,249	3	315	1,260			85 ( 85)	6,564	7,509		
	短期大学専攻科	28 ( 28)	480	480				6	105	105	22 ( 22)	375	375	
	養成所	33 ( 32)	745	745				1	20	20	32 ( 31)	725	725	
	合 計	144 ( 143)	7,514	7,554	5 ( 0)	345	1,305	7 ( 0)	125	125	142 ( 141)	7,734	8,734	
看 護 師	3 年 課 程	大 学	122 ( 121)	8,969	35,876	8	695	2,780		0	0	130 ( 129)	9,664	38,656
		短期大学	54 ( 31)	2,410	7,230	1	100	300	4 ( 5)	410	1,230	51 ( 27)	2,100	6,300
		養成所	498 ( 481)	23,713	71,539	12	732	2,196	8 ( 14)	760	2,280	502 ( 479)	23,685	71,455
		小 計	674 ( 633)	35,092	114,645	21 ( 0)	1,527	5,276	12 ( 19)	1,170	3,510	683 ( 635)	35,449	116,411
	2 年 課 程	短期大学	9 ( 8)	480	960	1	350	700	1 ( 5)	240	480	9 ( 5)	590	1,180
		通信制(再掲)	0 ( 0)	0	0	1	350	700				1 ( 1)	350	700
		高等学校専攻科	61 ( 60)	2,925	5,850				4 ( 43)	2,190	4,380	57 ( 17)	735	1,470
		養成所	283 ( 248)	11,592	29,896	12	2,320	4,680	17 ( 22)	1,065	2,465	278 ( 238)	12,847	32,111
		通信制(再掲)	3 ( 3)	650	1,300	9	2,200	4,400				12 ( 12)	2,850	5,700
		小 計	353 ( 316)	14,997	36,706	13 ( 0)	2,670	5,380	22 ( 70)	3,495	7,325	344 ( 260)	14,172	34,761
高等学校及び専攻科一貫教育	66 ( 66)	3,375	16,875							66 ( 66)	3,375	16,875		
合 計	1,093 (1,015)	53,464	168,226	34 ( 0)	4,197	10,656	34 ( 89)	4,665	10,835	1,093 ( 961)	52,996	168,047		
准 看 護 師	高等学校衛生看護科	25 ( 22)	1,105	3,395							25 ( 22)	1,105	3,395	
	養成所	287 ( 270)	13,505	27,010				14 ( 9)	434	868	273 ( 261)	13,071	26,142	
	合 計	312 ( 292)	14,610	30,405	0 ( 0)	0	0	14 ( 9)	434	868	298 ( 283)	14,176	29,537	
総 計	1,717 (1,618)	86,042	216,639	47 ( 0)	5,237	14,741	64 ( 98)	5,539	12,143	1,700 (1,552)	85,740	219,237		

注1 国立看護大学校は、大学に計上。

注2 学校数のかっこ内の数は募集中のものの再掲である。

## 6. 「看護の日」及び「看護週間」実施状況

### 【平成16年度】

- 日 程 「看護の日」：平成16年5月12日（水）  
「看護週間」：平成16年5月9日（日）～15日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人  
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科  
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、  
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人  
日本訪問看護振興財団 他

#### 中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成16年5月8日（土）
- 会 場 金沢市観光会館
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

#### 全国行事「ふれあい看護体験」、「出前授業」の実施

- ・「ふれあい看護体験」は看護週間を中心に病院、訪問看護ステーション、老人保健施設などを中心に全国で約2,800施設が実施し、約47,000人が体験。
- ・16年度から始まった、看護職が学校に出かけて教室で子供たちに直接語りかける「出前授業」は7県において30を越える学校で実施。

### 【平成17年度】

- 日 程 「看護の日」：平成17年5月12日（木）  
「看護週間」：平成17年5月8日（日）～14日（土）
- 主 催 厚生労働省及び社団法人日本看護協会
- 後 援 文部科学省、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人  
日本薬剤師会及び社会福祉法人全国社会福祉協議会
- 協 賛 社団法人日本病院会、社団法人日本医療法人協会、社団法人日本精神科  
病院協会、社団法人全日本病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、  
社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人  
日本訪問看護振興財団 他

#### 中央行事「看護フォーラム」の開催

- 開催日 平成17年5月8日（日）
- 会 場 東京・有楽町朝日ホール
- テーマ 5月12日は看護の日 看護の心をみんなの心に

## 7. 平成17年度看護教員養成講習会開催予定

(平成17年1年28日現在)

都 道 府 県 等	受講定員	講 習 期 間
北 海 道	50	平成17年 5月 ~ 平成18年 1月
千 葉 県	30	平成17年 5月 ~ 平成18年 2月
東 京 都	45	平成17年 4月 ~ 平成18年 3月
神 奈 川 県	40	平成17年 4月 ~ 平成18年 3月
岐 阜 県	35	平成17年 6月 ~ 平成18年 1月
静 岡 県	45	平成17年 6月 ~ 平成18年 2月
愛 知 県	30	平成17年 4月 ~ 平成18年 3月
滋 賀 県	45	平成17年 5月 ~ 平成17年12月
大 阪 府	70	平成17年 4月 ~ 平成17年12月
福 岡 県	45	平成17年 5月 ~ 平成17年12月
10か所	計435人	

8. 平成17年度看護研修研究センター入学資格等

区分	看護教員養成課程			幹部看護教員養成課程
	看護師養成所 教員専攻	保健師養成所 教員専攻	助産師養成所 教員専攻	
研修期間	平成17年4月8日(金)から平成18年3月14日(火)まで1年間			
入学に必要資格等	<p>看護師養成所や准看護師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>助産師養成所の看護教員・実習指導者を希望する者、または現在その職に就いている者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 助産師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修を修了していない者 (注1)</p>	<p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の教務主任、指導責任者の職にある者、またはその職に就くことを希望する者。 上記の者で、次の条件のいずれをも満たしている者。</p> <p>1 保健師、助産師又は看護師の業務経験が5年以上ある者 2 看護教員になるための研修等を修了した者 (注2) 3 専任教員の経験が3年以上ある者</p>

(注1)

看護教員になるための研修とは次のことをいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程
- イ 国立保健医療科学院の専攻課程(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。)
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会(旧厚生省が委託実施したものを含む。)

(注2)

看護教員になるための研修等を修了した者とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程修了者
- イ 国立保健医療科学院の専攻課程修了者(旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コース修了者を含む。)
- ウ 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会修了者(旧厚生省が委託実施したものを含む。)
- エ 大学の卒業生で、大学において教育に関する科目(教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計4単位以上)を履修した者。